

# 保険かわら版 医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

9月19日からスマートフォンによるマイナ保険証の利用が開始されているが、対応する読み取り機が未整備の医療機関も多いことから、9月18日付で厚生労働省より疑義解釈が示されている。なお、スマホ対応の読み取り機の導入については、医療機関向け総合ポータルサイトにおいて補助金制度が示されている。

**問1.** マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう)として利用可能なスマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

**答1.** スマートフォンの読み取りの環境が未整備の医療機関等においては、実物のマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが基本となるが、患者が医療機関等の状況を事前に確認できず、スマートフォンしか持参せず受診した場合には、やむを得ない場合の対応として、患者に10割の負担を求めるのではなく、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認できれば、患者に対して3割等の一定の負担割合を求めた上で、当該保険資格でレセプト請求を行うことは可能である。

**問2.** マイナ保険証として利用可能なスマートフォンでオンライン資格確認を行った場合、医療DX推進体制整備加算の要件となるレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映されるのか。

**答2.** ○患者のスマートフォンをカードリーダーで読み取ってオンライン資格確認を行った場合、マイナ保険証の利用者数として計上されるため、社会保険診療報酬支払基金から通知するレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に反映される。

○スマートフォンによるオンライン資格確認の運用は、令和7年9月19日から開始されることから、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率への反映は、令和7年11月に社会保険診療報酬支払基金から通知される令和7年12月適用分からとなる。

○なお、何らかの事情でスマートフォンによるオンライン資格確認が行えず、当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面によって資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が行えず、マイナンバーカードと、マイナポータルの資格情報の画面や資格情報のお知らせで資格確認を行う場合と同様、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない。

グループ保険は8月より運営団体を厚生会へ移行しました。移行前の長野県保険医協会が運営するグループ保険は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年毎に収支計算を行い、剰余金が発生した場合には配当金として加入者の先生方にお返ししています。2024年度(2024年8月1日~2025年7月31日)につきましては、死亡者2名、高度障害1名の保険金支払総額が5千万円となり、最終的には配当率が

31.9399%に確定しました。送金事務手数料等(千円)を差し引いたうえで、11月17日に県保険医協会より引落口座へ送金を予定しております。10月下旬に「配当金送金のご案内」を生命保険料控除証明書と合わせて送付致しますのでご確認頂きますようお願い致します。

生命保険料控除証明書につきましては厚生会が運営するグループ保険のものと一緒に2通送付いたしますのでご確認ください。

**共済だより**

## 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の内科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。8/1~8/31間は内科2件、歯科1件。(氏名敬称略)

## 原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集中!★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。

# 医療DX推進体制整備加算のマイナ利用率10月から変更

医療DX推進体制整備加算の施設基準で求められる、マイナ保険証利用率が10月1日より引き上げとなっているので、留意されたい。

また、電子カルテ情報共有サービスの導入は2025年9月末までの経過

措置とされていたが、2026年5月末まで延長されたため、未導入であっても、その他の要件を満たせば引き続き算定できる。

なお、加算4~6を算定していた医療機関が、新たに電子処方箋を導入し加算1~3を算定するためには、改めての届出が必要。

2025年4月~2026年5月末の医療DX推進体制整備加算						
	点数		電子処方箋	マイナ利用率		
	内科	歯科		4~9月	10~2月	3~5月
加算1	12点	11点	導入済み	45%以上	<b>60%以上</b>	70%以上
加算2	11点	10点		30%以上	<b>40%以上</b>	50%以上
加算3	10点	8点		15%以上*1	<b>25%以上*2</b>	30%以上*3
加算4	10点	9点	未導入	45%以上	<b>60%以上</b>	70%以上
加算5	9点	8点		30%以上	<b>40%以上</b>	50%以上
加算6	8点	6点		15%以上*1	<b>25%以上*2</b>	30%以上*3

\*1:小児科特例の医療機関は「12%」以上 \*2:小児科特例の医療機関は「22%」以上 \*3:小児科特例の医療機関は「27%」以上

【小児科特例】小児科外来診療料を算定している医療機関で、前年(2024年1月1日から12月末まで)の延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関。小児科特例を初めて適用する場合は要届出。

## 経営 電話 相談

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏(しらかば会計事務所)により、次の通り実施しています。  
◆平日の受付時間  
10:00~12:00、13:00~16:00  
◆電話 0269-33-3265  
土屋税理士が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



# 理事会便り

## 8/26理事会の決定事項等

Web会議にて開催。19:00~20:50  
出席役員:宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、金、布山、山崎各理事、議長:奥山副会長

■協議事項  
1. 医療運動課題  
健康保険証復活と資格確認書について、8月以降の窓口での資格確認の状況と今後の運動方針について協議。改めて保険証復活についての理事会声明を発出することを確認した。◆OTC類似薬の保険外しについて、日本経済新聞等が行ったアンケートで勤務医の6割以上が保険外しに賛成との結果について意見交換。理事会声明を発出することを確認した。◆9月25日ののちまもる総行動及び10月30日の

国会行動に参加することを確認した。  
2. 保団連北信越ブロックの参加者から感想等を含めて報告があった。  
3. 定期総会について…開催候補日は3月1日、8日、15日とし、次回理事会で記念講演の講師について候補者を決定することとした。  
■報告・承認事項  
1. 7月度理事会の議事要録、7月~8月会務報告、6月度会計報告、2024年度決算報告を承認した。  
2. セミナーの開催…10月8日歯の供養祭、12月21日いい歯と健康の開催について確認した。  
3. パート職員の時給…最低賃金の引き上げに伴い、9月21日より引き上げることを承認した。

長野県保険医協会の会員数  
1,304名(内科734名、歯科570名)  
9月1日現在の

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
かおりウィメンズクリニック	婦	382-0934	須崎市大字福島386番地1イオンモール須坂3階	—	山本 かおり	1	無	令和7年9月26日
まきた眼科 須坂院	眼	382-0934	須崎市大字福島386番地1イオンモール須坂1階	026-285-9171	医療法人社団 蔦北会 理事長 蔦田 万理	1	無	令和7年9月26日
おかやスマイル歯科クリニック	歯 小歯 歯外 矯正	394-0002	岡谷市赤羽1丁目4-1	0266-78-3707	林 知宗	1	無	令和7年9月1日

※1診療科名は略記載。 ※2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4指定期間は指定日より6年。